

①制度改正

岡山県民間社会福祉従事者共済制度規程の一部改正内容(新旧比較対照表)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">岡山県民間社会福祉従事者共済制度規程</p> <p>第1条～第13条 条文省略</p> <p>(掛金)</p> <p>第14条</p> <p>第1項～2項 条文省略</p> <p>3 掛金の納入については、加入した日の属する月から退職した日の属する月まで全額を支払うものとする。</p> <p>4 加入者が次の各号の一に該当して休職する場合、掛金を中断することができる。</p> <p>(1) 育児休業期間</p> <p>(2) 介護休業期間</p> <p>(3) その他、特別の事由があると認められる場合</p> <p>第15条～第21条 条文省略</p> <p>(退職年金の一時払い額)</p> <p>第22条 退職年金の一時払い額は次の算式により計算される金額とする。</p> <p>(1) 第1 給付金加入者</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>退職時前1年間</u>平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p>(2) 第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>退職時前1年間</u>平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>退職時前1年間</u>平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表2-2)</p> <p>第23条 条文省略</p> <p>(退職一時金の額)</p> <p>第24条 退職一時金の額は次の算式により計算される金額とする。</p> <p>(1) 第1 給付金加入者</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>退職時前1年間</u>平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p>	<p style="text-align: center;">岡山県民間社会福祉従事者共済制度規程</p> <p>第1条～第13条 条文省略</p> <p>(掛金)</p> <p>第14条</p> <p>第1項～2項 条文省略</p> <p>3 掛金の納入については、加入した日の属する月から退職した日の属する月まで全額を支払うものとする。</p> <p>4 加入者が次の各号の一に該当して休職する場合、掛金を中断することができる。</p> <p>(1) 育児休業期間</p> <p>(2) 介護休業期間</p> <p>(3) その他、特別の事由があると認められる場合</p> <p>第15条～第21条 条文省略</p> <p>(退職年金の一時払い額)</p> <p>第22条 退職年金の一時払い額は次の算式により計算される金額とする。</p> <p>(1) 第1 給付金加入者</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>全期間</u>平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p>(2) 第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>全期間</u>平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>全期間</u>平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表2-2)</p> <p>第23条 条文省略</p> <p>(退職一時金の額)</p> <p>第24条 退職一時金の額は次の算式により計算される金額とする。</p> <p>(1) 第1 給付金加入者</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>全期間</u>平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p>

改正前	改正後
<p>(2)第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)</p> <p>ア <u>退職時前1年間</u>平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p>イ <u>退職時前1年間</u>平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表2-2)</p>	<p>(2)第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)</p> <p>ア <u>全期間</u>平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p>イ <u>全期間</u>平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表2-2)</p>
<p>第25条 条文省略</p>	<p>第25条 条文省略</p>
<p>(遺族一時金の額)</p> <p>第26条 遺族一時金の額は、次の各号の一に掲げる金額とする。</p> <p>(1)前条第1号に該当する第1 給付金加入者 <u>退職時前1年間</u>平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p>(2) 前条第1号に該当する第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)</p> <p>ア <u>退職時前1年間</u>平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p>イ <u>退職時前1年間</u>平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表2-2)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(遺族一時金の額)</p> <p>第26条 遺族一時金の額は、次の各号の一に掲げる金額とする。</p> <p>(1)前条第1号に該当する第1 給付金加入者 <u>全期間</u>平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p>(2) 前条第1号に該当する第1 給付金および第2 給付金加入者(下記アおよびイの合計額)</p> <p>ア <u>全期間</u>平均本俸月額×第1 給付金加入期間別乗率(別表2-1)</p> <p>イ <u>全期間</u>平均本俸月額×第2 給付金加入期間別乗率(別表2-2)</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p>
<p>第27条～第44条 条文省略</p>	<p>第27条～第44条 条文省略</p>
<p>附則 条文省略</p>	<p>附則 <u>(施行期日)</u> 第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。 <u>(給付に対する経過措置)</u> 第2条 <u>令和5年3月31日までに退職または死亡した者に係る給付額は、なお従前の共済制度規程の定めるところによる。</u> 2 <u>令和5年3月31日時点で本制度の加入者である者が、令和5年4月1日以降に退職または死亡により第24条または第26条に該当して退職一時金または遺族一時金の支給を受ける場合の給付額は、令和5年3月31日に退職したと仮定して従前の共済制度規程を適用して計算される給付額(以下「経過措置保証額」という。)に令和5年4月1日からの期間に応じて別表4の乗率を乗じた額または本規程により計算される給付額のうち、いずれか高い金額とする。</u> 3 <u>経過措置保証額に対する乗率の計算において、経過措置開始から1年間は、退職または死亡した場合、経</u></p>

改正前

改正後

別表1-1、1-2 省略

別表2-1

一時金の支給乗率（第1給付金）

加入期間	乗率	加入期間	乗率
0年	0.000	23年	12.109
1年	0.595	24年	12.888
2年	1.176	25年	13.404
3年	1.931	26年	13.967
4年	2.534	27年	14.963
5年	3.124	28年	15.703
6年	3.698	29年	16.642
7年	4.255	30年	17.665
8年	4.786	31年	18.605
9年	5.302	32年	19.483
10年	5.829	33年	20.531
11年	6.305	34年	21.330
12年	6.781	35年	22.373
13年	7.280	36年	23.727
14年	7.726	37年	24.870
15年	8.165	38年	26.184
16年	8.461	39年	27.516
17年	8.947	40年	29.074
18年	9.365	41年	29.074
19年	9.607	42年	29.074
20年	10.315	43年	29.074
21年	10.934	44年	29.074
22年	11.224	45年	29.074

[注] n年mヵ月の乗率

n 年の乗率 + $\{ (n+1)$ 年の乗率 - n 年の乗率 $\} \times m / 12$

小数点以下第4位四捨五入

過措置保証額に別表4の乗率は乗じない。

4 経過措置保証額に対する乗率の計算において、第14条第3項による加入した日の属する月と退職した日の属する月の掛金が未納の場合、及び第14条第4項により掛金に中断があった場合は、その期間は除くものとする。

別表1-1、1-2 省略

別表2-1

一時金の支給乗率（第1給付金）

加入期間	乗率	加入期間	乗率
0年	0.000	26年	20.184
1年	0.405	27年	21.100
2年	0.972	28年	22.027
3年	1.701	29年	22.964
4年	2.592	30年	23.911
5年	3.272	31年	24.869
6年	3.966	32年	25.837
7年	4.672	33年	26.816
8年	5.391	34年	27.804
9年	6.124	35年	28.804
10年	6.869	36年	29.813
11年	7.627	37年	30.833
12年	8.398	38年	31.863
13年	9.182	39年	32.904
14年	9.979	40年	33.955
15年	10.789	41年	35.017
16年	11.591	42年	36.088
17年	12.404	43年	37.171
18年	13.227	44年	38.263
19年	14.060	45年	39.366
20年	14.904	46年	40.479
21年	15.758	47年	41.603
22年	16.622		
23年	17.497		
24年	18.382		
25年	19.278		

* 48年以降の乗率は次の計算式により算出する。

n年の乗率

$\{ 1.3660 + (n - 47) \times 0.008 \} \times n \times 12 \times 54 / 1000$

(小数点以下第4位四捨五入)

* n年mヶ月の乗率

n 年の乗率 + $\{ (n + 1)$ 年の乗率 - n 年の乗率 $\}$

$\times m / 12$

(小数点以下第4位四捨五入)

改正前

改正後

別表 2 - 2

一時金の支給乗率 (第 2 給付金)

加入期間	乗 率	加入期間	乗 率
0 年	0.000	23 年	4.398
1 年	0.216	24 年	4.681
2 年	0.427	25 年	4.868
3 年	0.701	26 年	5.073
4 年	0.920	27 年	5.435
5 年	1.135	28 年	5.703
6 年	1.343	29 年	6.044
7 年	1.545	30 年	6.416
8 年	1.738	31 年	6.757
9 年	1.926	32 年	7.076
10 年	2.117	33 年	7.457
11 年	2.290	34 年	7.747
12 年	2.463	35 年	8.126
13 年	2.644	36 年	8.618
14 年	2.806	37 年	9.033
15 年	2.966	38 年	9.510
16 年	3.073	39 年	9.994
17 年	3.250	40 年	10.560
18 年	3.401	41 年	10.560
19 年	3.489	42 年	10.560
20 年	3.746	43 年	10.560
21 年	3.971	44 年	10.560
22 年	4.077	45 年	10.560

別表 2 - 2

一時金の支給乗率 (第 2 給付金)

加入期間	乗 率	加入期間	乗 率
0 年	0.000	26 年	6.728
1 年	0.135	27 年	7.033
2 年	0.324	28 年	7.342
3 年	0.567	29 年	7.655
4 年	0.864	30 年	7.970
5 年	1.091	31 年	8.290
6 年	1.322	32 年	8.612
7 年	1.557	33 年	8.939
8 年	1.797	34 年	9.268
9 年	2.041	35 年	9.601
10 年	2.290	36 年	9.938
11 年	2.542	37 年	10.278
12 年	2.799	38 年	10.621
13 年	3.061	39 年	10.968
14 年	3.326	40 年	11.318
15 年	3.596	41 年	11.672
16 年	3.864	42 年	12.029
17 年	4.135	43 年	12.390
18 年	4.409	44 年	12.754
19 年	4.687	45 年	13.122
20 年	4.968	46 年	13.493
21 年	5.253	47 年	13.868
22 年	5.541		
23 年	5.832		
24 年	6.127		
25 年	6.426		

[注] n 年 m ヲ月の乗率

n 年の乗率 + [(n + 1) 年の乗率 - n 年の乗率] × m / 12

小数点以下第 4 位四捨五入

* 48 年以降の乗率は次の計算式により算出する。

n 年の乗率

$$\frac{\{1.3660 + (n - 47) \times 0.008\} \times n \times 12 \times 18}{1000}$$

(小数点以下第 4 位四捨五入)

* n 年 m ヲ月の乗率

n 年の乗率 + [(n + 1) 年の乗率 - n 年の乗率]

$$\times m / 12 \quad \text{(小数点以下第 4 位四捨五入)}$$

別表 3 省略

別表 3 省略

改正前

改正後

別表 4

経過措置保証額乗率

経過年数	乗 率
0 年	1.0000
1 年	1.0150
2 年	1.0302
3 年	1.0457
4 年	1.0614
5 年	1.0773
6 年	1.0934
7 年	1.1098
8 年	1.1265
9 年	1.1434
10 年	1.1605
11 年	1.1779
12 年	1.1956
13 年	1.2136
14 年	1.2318
15 年	1.2502
16 年	1.2690
17 年	1.2880
18 年	1.3073
19 年	1.3270
20 年	1.3469

* 21年以降の乗率は次の計算式により算出する。

n 年の乗率

$$1.015^n \text{ (1.015の } n \text{ 乗)}$$

(小数点以下第 5 位四捨五入)

* n 年 m カ月の乗率

$$\frac{n \text{ 年の乗率} + \{(n+1) \text{ 年の乗率} - n \text{ 年の乗率}\} \times m / 12}{(小数点以下第 5 位四捨五入)}$$